

第7章

誘導施策

第7章 誘導施策

1. 誘導施策の検討について

都市機能誘導区域、居住誘導区域に対して、「誘導施設の立地を誘導するための施策」、「居住を誘導するための施策」を掲げ、誘導施設及び居住の緩やかな誘導を促進するため、誘導施策を検討します。

施策の検討にあたり、財政上、金融上、税制上の支援施策等についても検討することとします。

2. 誘導施設の立地を促進するための施策

都市機能誘導区域において、誘導施設の立地を維持・促進することにより拠点市街地の形成を目指します。施策の実施にあたっては、国・県の事業等の活用や関連計画と連携を図りながら取り組むこととします。

誘導方針 1

役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成

まちづくりの 方向性

1. 駅周辺の拠点性向上

施策 1-1	丹荘駅周辺の拠点整備
主な施策	○駅の利便性の向上のため、駅前整備（トイレの維持修繕、駐車場、駐輪場）の拡充を図ります。
関連事業等	・都市構造再編集中支援事業による駅周辺の整備 ・神川町地域公共交通計画

まちづくりの 方向性

2. 役場等施設の活用

施策 2-1	都市機能の集約
主な施策	○町民の健康支援等を一貫して実施するため、保健センターと総合福祉センターの複合化後の機能の維持を図ります。
関連事業等	・地域包括ケア拠点の整備 ・地域包括ケア拠点を活用した事業実施 ・神川町公共施設等総合管理計画

施策 2-2	災害に対応した防災機能強化
主な施策	○災害時の町民の安全を守るため、避難所・避難場所や人口の分布状況から、必要に応じて避難所の見直しを行います。 ○避難行動要支援者のスムーズな避難のため、避難体制を確保します。 ○災害時における避難路の安全性を高めるため道路整備に努めます。
関連事業等	・ 学校施設の防災機能強化の推進 ・ 社会資本整備総合交付金事業 ・ 舗装維持管理計画

まちづくりの
方向性

3. 賑わい・魅力の向上

施策 3-1	都市機能の維持・確保
主な施策	○各種許可申請や届出制度と連携した立地適正化計画の周知を行います。 ○未利用地等を活用した都市機能の誘導及び確保を図ります。
関連事業等	・ 神川町公共施設等総合管理計画 ・ 都市構造再編集集中支援事業等による都市再生整備計画の策定

施策 3-2	誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用
主な施策	○未利用地等を活用した都市機能の誘導及び確保を図ります。【再掲】
関連事業等	・ 共同型都市再構築業務（民間機構による支援）

まちづくりの
方向性

4. 公共交通ネットワークの充実

施策 4-1	丹荘駅の交通結節機能の強化
主な施策	○JR 八高線の利便性の向上のため、鉄道電車化について関係機関へ要望します。 ○利用者の利便性の向上を目的に、丹荘駅の南北をつなぐ自由通路の設置を検討します。 ○町民の公共交通の利用を促進するため、「神川町地域公共交通計画」に基づき、効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築を図ります。 ○町民が利用しやすい公共交通を提供するため、バス待合場所の環境整備やバス車両のノンステップ化により、利便性の向上及び利用促進を図ります。
関連事業等	・ 都市・地域交通戦略推進事業 ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業

施策 5-1	空き地や空き家・空き店舗等の利活用の促進
主な施策	○空き家や空き店舗、低未利用地の活用を促進するため、空家等対策計画を策定します。 ○空き家除去補助金等による空き家の取り壊し等を促進します。 ○民間事業者による住宅地開発を促進し、人口密度の維持・向上を図ります。
関連事業等	・神川町老朽空き家除去補助金 ・低未利用地の利用と管理のための指針 ・低未利用土地権利設定等促進計画 ・低未利用地土地利用促進協定

3. 居住を促進するための施策

居住誘導区域における居住を促進することにより、一定の人口密度を維持し安心して生活できる住宅地の形成を目指します。

施策の実施にあたっては、国・県の事業等の活用や関連計画と連携を図りながら、取り組むこととします。

誘導方針 2

人口密度を維持し安心して生活できる住宅地の形成
農地や自然環境の保全

(1) 居住誘導区域

施策 1-1	拠点市街地の魅力向上
主な施策	○丹荘駅周辺や役場周辺の魅力向上のため、快適な歩行空間を整備します。
関連事業等	・社会資本整備総合交付金事業

施策 1-2	居住誘導区域内への居住機能の誘導
主な施策	○居住誘導区域における届出制度の運用により居住を誘導します。
関連事業等	・届出制度（立地適正化計画）

施策 1-3	新たな定住人口の確保
主な施策	○人口減少を抑制するため、町の魅力をSNS等により発信し、町外からの転入者の増加による定住人口の確保を図ります。
関連事業等	・神川町公式 SNS

施策 2-1	主要な生活道路の整備による良好な住環境の形成
主な施策	○安全な歩行空間や良好な住環境を形成するため、主要な生活道路の整備に努めます。 ○災害時における避難路の安全性を高めるための道路整備に努めます。【再掲】
関連事業等	・社会資本整備総合交付金事業 ・国道 254 号線本庄藤岡間バイパス建設促進期成同盟会参加

施策 2-2	災害に強い体制づくり
主な施策	○災害時に対応できる危機管理体制（自治）の構築を支援します。 ○災害に備え、避難所の支援物資備蓄の充実と補完を図ります。 ○ハザードマップ等の防災情報の周知を行い、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。 ○災害時の建物倒壊等による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路の強化を図ります。
関連事業等	・神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱 ・神川町国土強靱化地域計画

施策 2-3	空き家等の活用と適正管理の推進
主な施策	○低未利用地の活用促進のため、空家等対策計画を策定します。【再掲】 ○空き家対策を推進するため、埼玉県北部 7 市町と連携した情報発信により、空き家バンクの活用を図ります。 ○子育て世帯の定住等を促進するため、空き家購入後に係る助成金の創設を図ります。 ○町内業者が施工する空き家バンク登録物件の入居時リフォームの支援の見直しを図ります。
関連事業等	・空き家対策総合支援事業 ・神川町住宅リフォーム資金補助金 ・神川町空き家活用リフォーム補助金

まちづくりの
方向性

3. 若年・子育て世代の増加

施策 3-1	新規定住者への支援等
主な施策	○神川町移住支援制度の交付金の充実を図ります。
関連事業等	・ 神川町移住支援金 ・ 埼玉県北部地域地方創生推進協議会就職支援事業 ・ 神川町空き家活用子育て世帯移住サポート事業補助金

施策 3-2	子育てしやすい住環境の形成
主な施策	○公園・広場の整備等により、若い世代や子育て世帯が安心して暮らせる住環境づくりを図ります。 ○放課後児童クラブや学校等の既存施設を活用した放課後子ども教室等の実施により、子どもの居場所を確保します。 ○育児パッケージ等の支給について継続し、移住希望者等への周知を強化します。 ○給食費（小中学校及び3歳児から5歳児）の無償化を継続し、移住希望者等への周知を強化します。 ○こども医療費支給事業を継続し、移住希望者等への周知を強化します。
関連事業等	・ 社会資本総合整備計画 ・ 都市公園ストック再編事業 ・ 一時預かり事業 ・ 利用者支援事業（こども家庭センター型） ・ 給食費無償化事業 ・ こども医療費無償化事業

まちづくりの
方向性

4. 公共交通の利用促進

施策 4-1	持続可能な公共交通網の形成
主な施策	○町民が利用しやすい公共交通を提供するため、バス待合場所の環境整備やバス車両のノンステップ化により、利便性の向上及び利用促進を図ります。 ○神川町外出支援タクシー利用料金補助事業の利用登録者数の増加を図るため、事業の維持・拡充に係る検討・研究を継続し、利用者のニーズに応じたサービスを拡充します。
関連事業等	・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助） ・ 外出支援タクシー利用料金補助事業

(2) 居住誘導区域外

まちづくりの 方向性

1. 農地や自然環境の保全

施策 1-1	届出制度による誘導
主な施策	○農地や自然環境を保全するため、届出制度の運用により都市機能誘導区域への都市機能の誘導や、居住誘導区域への居住を誘導します。
関連事業等	・届出制度（立地適正化計画） ・農業振興地域整備計画 ・農山漁村振興交付金

まちづくりの 方向性

2. 既存集落

施策 2-1	既存集落の活力維持
主な施策	○公共交通空白地帯の移動手段の確保のため、デマンド型タクシーを導入します。
関連事業等	・地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）

4. 届出制度の運用

(1) 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域に関する届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するための制度です。居住誘導区域外で一定規模の住宅等の開発行為・建築等行為を行う場合には、町長への届出が必要です。

届出対象となる行為の種類（都市再生特別措置法第88条）	
居住誘導区域外	開発行為 ① 3戸以上の住宅を建築する目的で行う開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅を建築する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを建築する目的で行う開発行為 (例) 3戸の開発行為 届  (例) 1,300㎡ 1戸の開発行為 届  800㎡ 2戸の開発行為 不要 
	建築等行為 ① 3戸以上の住宅を新築 ② 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築 ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする行為 (例) 3戸の建築行為 届  1戸の建築行為 不要 
届出の時期	
開発行為等に着手する30日前まで	
届出に対する対応	
・町長は、届出に係る行為が居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合、届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。 ・町長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。	

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法等について

(2) 都市機能誘導区域に関する届出制度

都市機能誘導区域に関する届出は、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為・建築等行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には、町長への届出が必要です。

届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）		
都市機能誘導区域外	開発行為	・誘導施設を有する建築物を建築する目的で行う開発行為
	建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為
都市機能誘導区域内	その他	・誘導施設を休止又は廃止
届出の運用イメージ		
立地適正化計画区域 居住誘導区域 都市機能誘導区域 届出不要 誘導施設 届出必要 誘導施設 休止・廃止 届出必要 誘導施設 届出不要 誘導施設 休止・廃止 届出必要 誘導施設 届出不要 誘導施設 休止・廃止		
届出の時期		
・開発行為等に着手する、又は誘導施設を休止・廃止する30日前まで		
届出に対する対応		
・町長は、届出による施設の整備に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。 ・町長は、前記の勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 ・町長は、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする届出があった場合、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言・勧告をすることができます。		

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法等について

■ 届出の対象となる誘導施設【再掲】

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
公共 公益	行政	町の中心的な行政機能や行政サービスの窓口機能を有する施設	町役場
	コミュニティ	まちの賑わいを生み出す施設	中央公民館 中央公民館展示室 就業改善センター
	文化施設		
医療 福祉	保健福祉	高齢者、障害者の健康増進、生きがいづくりのための交流の場として、包括的に支援する施設	総合福祉センター 保健センター及び分室 地域包括支援センター
子育て 支援	子育て	教育の拠点となる施設 統廃合により複合的な拠点を持つ施設	小中学校
生活 サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が500㎡以上の商業施設	商業施設 (食品スーパー、ドラッグストア等)

